

令和3年5月17日

品川区議会議長

渡辺裕一様

総務委員会

委員長 鈴木真澄

## 総務委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

総務委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「シビックテックについて」、「財政制度について」および「品川区公式ホームページについて」の3項目を調査・研究事項として決定し、シビックテック団体と区の間わりや活動しやすい環境づくり、特別区財政調整交付金と国・都補助金の申込から支給までのプロセス、区公式ホームページ等によるわかりやすい情報発信の仕方などテーマごとに議論を行い、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

## 1. シビックテックについて～ICTを活用した地域課題の解決～

## (1) 概要

シビックテックの一般的な定義は、市民自らがICT等の技術を活用して地域課題を解決しようとする考え方やその動きのことをいう。その活動は、市民の暮らしに根差した身近なテーマに焦点を当てた取組みが多く、行政や企業などが把握し切れない課題など、各サービスの隙間をITで埋める要素として活躍の幅を広げている。

その主な活動事例として、新型コロナウイルス感染症対策サイトの開設、新型コロナウイルス感染症対策に関するオープンデータ項目定義書の作成、ごみ出し情報アプリの「5374.jp」、マイ広報誌などがある。特に、新型コロナウイルス感染症対策サイトでは、都がシビックテック団体のCode for Japanに委託し、患者数や検査実施件数などのデータが一覧でまとめられているサイトを立ち上げたが、通常こういったサイトの開設に

は、相当の時間を要するところ、開設準備を始めてから約1週間後という早さで公開されており、行政とシビックテックの連携による好事例といえる。

一方、区とシビックテック団体との連携をみると、平成29年度よりシビックテック団体のCode for Tokyoとともに、オープンデータ推進事業として、区民参加型のワークショップを実施している。このワークショップは、参加者の身の回りの困りごとなどの発表とそれの解決策を考えるアイデアソン、アイデアソンで出された解決策を具現化するためのアプリの開発などを行うハッカソン、および試作アプリなどの成果物を発表する成果発表会という一貫したイベントとして開催することでアイデアの考案からその具現化まで取り組めるようになってきている。これらを通じてオープンデータ利活用推進と協働のカタチづくりが進められている。

シビックテック団体との連携など今後の本区における取組みとしては、「オープンデータの拡充（シビックテックの活動支援）」、「地域の困りごと等を共有できる場づくり（協働の推進）」および「区のデジタル化に向けた連携」などが検討されている。

## (2) 委員からの主な意見

①区のデジタル化の検討は、窓口での対面相談、現場確認など直接区民等と関わる事業が区業務の中心であることやデジタルデバイドの問題も勘案して慎重に進められたい。

②地域の困りごとを共有できる場づくりの構築にあたっては、ご高齢の方が多くITに不慣れであるという町会の現状を踏まえ、区が町会とシビックテック団体等をつなげていくなどの対応を検討していく必要がある。

③新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきイベントの実施が困難な状況であるが、IT企業が集積する五反田バレーの企業との意見交換で出た意見を取り入れながら、シビックテックの観光施策での活用について検討を進められたい。

## 2. 財政制度について ～特別区財政調整交付金、国・都補助金の仕組み～

本テーマの調査事項は、当初、特別区財政調整交付金・国補助金の仕組みに焦点をあて調査していくとしたが、都補助金も区の事業の財源にあてられているため、都補助金の仕組みもあらたに調査事項として追加することとした。

## (1) 概要

### ①特別区財政調整交付金の仕組み

都区財政調整交付金は、都と特別区間及び特別区相互間の財源配分の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することを目的として、都が課税・徴収する固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税並びに法人事業税交付対象額の収入額の一定割合を、各特別区に交付するものである。

その原資は、調整税等（固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税・法人事業税交付対象額）で、税収の55.1%が交付金となり、特別区財政調整交付金会計に繰り入れられる。なお、令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の軽減措置の減収の補てんとして、固定資産税減収補てん特別交付金が先の調整税等に加わる。その配分の割合は、それらの95%が普通交付金、5%が特別交付金である。

普通交付金は、各区が算定した基準財政需要額と基準財政収入額をもととし、基準財政収入額から基準財政需要額を引いた差額が交付額となる。各区の交付状況は、令和2年度都区財政調整区別算定結果（当初算定）によると、財源不足が生じていない港区を除いた22区が交付対象となった。この交付に至るまでには、基準財政需要額と基準財政収入額の算定、財政調整の交渉に向けた大枠の方向性の決定・決算分析など自区または特別区全体での協議、検討や特別財調整協議・都区協議会等の都区間での協議および都議会での条例改正などが行われ、約1年を要する。他方、特別交付金は、災害など基準財政需要額では算定されない特別の財政需要がある場合に交付される。

### ②国・都補助金の仕組み

国や都からの補助金については、主に新規事業や、創業促進、さまざまな施策を促進するための手段の一つとして実施されおり、地方公共団体が行う特定の事業に対しても交付される。その補助金の分類は、負担金、補助金、委託金の3つで、負担金は国・都が共同で行う事業に対して一定の負担区分に基づき義務的に負担するもの、補助金は国・都が特定の事務事業に対して援助として交付するもの、委託金は、委託事務で経費の全額を負担するものと定義づけられている。

品川区の令和2年度当初予算歳入においても、補助金として国庫支出金26,335,378千円、都支出金17,354,996千円が計上されており、それら支出金の具体的な内訳をみると、まず国庫支出金は国庫負担金が21,233,493千円（主なものは生活保護費、児童

保育費等)、国庫補助金が、5,095,401千円(主なものは社会資本整備交付金等)、国庫委託金が6,484千円(主なものは中長期在留者住居地届出等事務費等)で、都支出金は、都負担金が6,133,580千円(主なものは児童保育費等)、都補助金が9,677,051千円(主なものは保育対策総合支援事業費補助金)、都委託が1,544,365千円(主なものは徴税費委託金等)となっている。

国や都から補助金を受けるには、区市町村側から該当する前年度に事業計画書を国・都に対して提出する必要がある。その提出を受け国・都では、ヒアリング調査や事業計画書の審査選考を実施し内示を出す。その後は、交付申請書の提出から交付決定、実績報告書の提出など市区町村からの申請書等の提出や国・都の審査等を経て、最終的に補助金が交付される。

## (2) 委員からの主な意見

- ①補助金は、本来、国や都の特定施策の推進が目的ではなく地方公共団体の自立した財政運営のためにあるべきで、そういった財源をもとに各地方自治体が、それぞれの地域に応じた施策を自立的に実施できるような補助金交付の仕組みが望ましい。
- ②国や都の補助金交付を受けるには、その意向に沿った事業計画書を提出することとなるが、そういった中でも事業計画の内容には品川区の創意工夫を盛り込みつつ、交付対象となる事業があれば国や都に対して申請を行い、しっかりと活用されたい。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により歳入減が見込まれるが、同感染症の感染拡大防止にかかる費用について、都区財政調整協議で都と交渉し、その財源を確保されたい。
- ④区では、成年後見制度における品川モデルなどこれまで区独自の施策を実施しており、今後も国や都の補助金を活用しながら、区の状況にあった施策を実施されたい。

## 3. 広報のあり方について～シティプロモーション・若い世代への情報発信～

### (1) 概要

#### ①アクセス障害対策

区ホームページでは、昨年10月の台風19号の影響によるアクセス集中のためネットワーク回線がひっ迫し一時的にアクセス障害が発生した。その対策として、災害

用簡易版ホームページへの切替えやキャッシュサイトでの公開が行なわれることとなった。その効果としてトップページの画像など容量が大きい情報を表示せず、テキスト形式することでホームページに繋がる時間を短縮できる。またYahoo! Japanと協定を結び、災害時に区ホームページをコピーしたキャッシュサイトを公開することによるアクセス分散が図られるようになる。

## ②区ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティ

近年、情報の取得しやすさ、いわゆる利用しやすさ（アクセシビリティ）、見やすさ（ユーザビリティ）の重要性がホームページにも求められている。

区ホームページのアクセシビリティについては、民間のウェブアクセシビリティ調査によるとAからIまでの9段階中Dで上から4番目のグループに位置付けられ、概ね上位の評価を受けていると言える。また区は毎年度、ホームページ作成のための研修を実施し、アクセシビリティに関する意識の向上に努めている。

一方、ユーザビリティについて、区はトップページの情報量が多く、伝えたい情報が埋没してしまい、情報が探し難いなどを課題として認識していたが、その課題解消を図るためトップページのレイアウト変更や検索性の向上を図るチャットボット機能などを盛り込んだホームページのリニューアルを実施した。

## ③若い世代への情報発信

区政情報の発信は広報紙、ホームページをメインとしているが、特に若い世代に向けて、メール、ツイッターおよびFacebookを活用し、ホームページに掲載する新着情報や若い世代を対象とした事業等の情報を発信している。また、本年度からLINEの区公式アカウントを取得しLINEを用いた情報発信も始めた。このLINEでは、区政情報を受け取るだけでなく、戸籍、住民票および保育園の入園相談などに関する問い合わせに自動返答するチャットボットのシステムが導入されおり、開庁時間外でも問合せを行うことができる。

区は、こういった新しい情報発信ツールを活用し、若い世代に向けて必要な情報を発信していくことで、ホームページや広報紙を見るきっかけ作りにもなればと考えている。

(2) 委員からの主な意見

- ①パブリックコメント（意見募集）などの知りたい情報をわかりやすく、すぐに見つけられるような仕組みを構築していくことが必要である。
- ②チャットボットは、知りたい情報を検索できその結果がすぐに返答される非常に有用なシステムであることから、その対応範囲を今後拡大されたい。ホームページについては、区が発信したい情報がシンプルにまとめられたものが望ましい。
- ③ 各世代においてLineの利用が非常に多く、情報媒体としても有用であることから、区の公式Lineアカウントを登録してもらえようホームページ上にアカウントのロゴマークを表示されたい。
- ④ 区に興味関心を持つようなホームページの作りがアクセスに繋がるので、区のシティプロモーションという観点も絡めて、ホームページのレイアウトについて工夫されたい。
- ⑤ 若い世代をターゲットとした情報発信を行うならば、当事者から意見を聴取し、それを参考にホームページのリニューアルや新たなメディアの活用を行う必要がある。

(参考) 所管事務調査等 実施状況

| 委員会年月日    | 項目等   |
|-----------|---|
| 令和2年8月19日 | ○所管事務調査：「広報のあり方について～シティプロモーション・若い世代への情報発信～」について、調査・研究<br><br>○報告事項：令和2年度都区財政調整交付金当初算定結果について |
| 令和2年9月23日 | ○所管事務調査：「財政制度について ～特別区財政調整交付金、国・都補助金の仕組み～」について、調査・研究  |
| 令和2年11月9日 | ○所管事務調査：「シビックテックについて～ICTを活用した地域課題の解決～」について、調査・研究  |
| 令和3年1月24日 | ○報告事項：令和3年度都区財政調整について   |

令和3年5月17日

品川区議会議長

渡辺裕一様

区民委員会

委員長 本多健信

区民委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

区民委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として「中小企業支援について」および「商店街等の支援について」を取り上げることとし、調査・研究の取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

◇ 中小企業支援について ◇

- ・新型コロナウイルス感染拡大による経営状況の変化等について
- ・収束後を含めた中・長期的な目線の支援について

【調査項目の概要】

区内の中小企業の景況調査によれば、令和2年度第1四半期の業況DIはマイナス72とリーマンショック並みの数値となった。DI値は全業種で大幅なマイナスとなっているが、特に小売業・卸売業での悪化が顕著である。更に、事業者窓口アンケートの結果としても、設備投資の減少や資金繰りへの不安、工事やイベントの中止による利益の逸失などの窮状が述べられており、9割以上の事業者が感染症拡大による影響を受けていることが明らかになった。

上記の状況を受け、品川区は新型コロナウイルス感染症対策支援として経営相談・融資あっ旋など、過年度の実績を大きく上回る支援を実行しており、国や都により実施される（令和2年9月24日当時）持続化給付金、家賃支援給付金および業態転換支援事業等とあわせて、区内中小企業の経営状況を下支えている。

【各委員からの主な意見】

- ・感染拡大・収束の波は今後も繰り返し到来すると予想されることから、支援策の検討に当たっては長期的な目線を持って臨みたい。
- ・個人事業主の経営状況についても可能な限り分析を行い、支援の枠組みから漏れること

の無いよう配慮されたい。

- ・コロナ禍における生活様式や消費者ニーズの変化を捉え、業態変更や販路の拡大等の支援について引き続き積極的に取り組まされたい。
- ・経営状況の悪化した企業への支援策とあわせて、五反田バレーの活性化や創業支援などによって新たな経済の流れを生むことで、区内に活力が戻るよう取り組まされたい。

#### ◇ 商店街等の支援について ◇

- ・イベントの中止等による影響について
- ・新しい生活様式への対応について
- ・各店舗への支援について

##### 【調査項目の概要】

現在、区内各商店街においては3密を避けるため、例年開催されているイベントやセールなどについて延期、内容変更、中止の対応を取っている。また、混雑緩和や感染防止対策の徹底などの課題もあり、経済活動に大きな制限が課されている状況である。

このような状況の中で区は、販路拡大支援助成（コロナ特別対応型）による、感染防止対策等への助成を実施している。また、過去最大となるプレミアム率30%の区内共通商品券の発行や、商店街が自主的に実施する事業を支援するホリデートレーニング事業の拡充など、商店街の活性化につながるよう施策を展開している。さらに、五反田バレーと連携したECサイト作成セミナーの開催といったICT化の提案・支援を行うなど、今年度全ての定例会で補正予算を計上しつつ、多方面から区内商店街等の支援に取り組んでいる。

##### 【各委員からの主な意見】

- ・商店街への風評被害について、その払拭につながる正しい情報の発信手段を広報部門とも連携しながら検討されたい。
- ・国の行う補助事業について、活用事例とあわせて各商店街へ周知されたい。
- ・五反田バレーを中心とした民間IT企業と連携し、各店舗のホームページ作成や電子商取引（EC）の導入が効果的に進むよう、取り組まされたい。

(参考) 所管事務調査等 実施状況

| 委員会年月日    | 項 目 等  |
|-----------|--|
| 令和2年9月24日 | ◇中小企業支援について◇ 調査・研究<br>・新型コロナウイルス感染拡大による経営状況の変化等について<br>・収束後を含めた中・長期的な目線の支援について |
| 令和2年12月1日 | ◇商店街等の支援について◇ 調査・研究<br>・イベントの中止等による影響について<br>・新しい生活様式への対応について<br>・各店舗への支援について  |
| 令和3年2月24日 | 所管事務調査項目に関連して武蔵小山創業支援センターを視察し、<br>運営委託事業者および利用者との意見交換会を実施                      |

令和3年5月17日

品川区議会議長  
渡辺裕一様

厚生委員会  
委員長 鈴木 博

### 厚生委員会における所管事務調査の取組み状況について(報告)

厚生委員会では、「感染症対策について」、「高齢者福祉について」および「障害者支援について」を今期の所管事務の調査項目とし、所管事務調査を実施してまいりましたので、下記のとおり報告いたします。

#### 記

### 【調査項目1:感染症対策について】

#### ①区政の現状

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月31日に政令で指定感染症に指定され、医師による届出対象疾患として、就業制限や入院勧告の対象にもなっている。また、無症状病原体保有者や疑似症患者についても届出の対象となっている。

品川区における相談・受診・検査の流れは、まず、かかりつけ医への受診、もしくは区の電話相談センターへ連絡する。そこで受診調整の上、帰国者・接触者外来や区のPCR検査センター、検査可能な医療機関等でPCR検査を受ける。検査の結果、陽性と判明した場合は、保健所が患者を指定病院へ移送をするとともに、濃厚接触者を特定し検査を行っている。

電話相談については、症状がなく、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談としての品川区電話相談窓口と、症状があって受診について相談する新型コロナ受診相談窓口とに分けて対応している。

また、令和2年5月12日よりPCR検査センターを医師会に委託して開設している。開設当初は、週3日、1日20人の規模で検査を実施していたが、7月以降、検査需要の高まりを受け、検査数を増やして対応している。

次に、陽性者の届出があった際の、保健所各職種の主な業務内容は以下のとおりである。

#### (1)事務職

- ①新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム(HER-SYS)への情報入力
- ②東京都へ患者等の情報提供および入院先等の手配を依頼
- ③就業制限、入院勧告書の作成・発出、感染症診査協議会への審議依頼
- ④COCOA登録陽性者のうち希望者への処理番号の発行
- ⑤患者の指定病院への移送
- ⑥無症状病原体保有者(軽症者を含む)で、自宅療養の方へのパルスオキシメーター配送の手配
- ⑦医療費の支払い、自宅療養者への療養終了通知書の発行

#### (2)保健師・看護師

- ①患者等への連絡(病状の確認、COCOA登録の確認、積極的疫学調査の実施)

- ②患者への対応(持病の有無等、入院先を手配するための情報の確認)
- ③無症状病原体保有者および濃厚接触者への対応(連日体調確認やPCR検査手配等)
- ④企業からの相談対応(従業員が陽性だった場合の対応等について)

### (3) 医師

- ①病状確認の結果、急ぎ入院が必要な場合、入院先の確保及び入院依頼
- ②患者からの救急依頼の際の搬送相談への対応

また、福祉施設等で患者が発生し、濃厚接触者へのPCR検査が必要になった場合に施設に出向いて検査を行っている。この際、濃厚接触者などの検査の範囲は医師が決定する。また、事務職は検査名簿等の検査依頼書類の作成や、検体の搬送対応を行う。

これら以外の業務については、海外からの入国・帰国者への14日間の健康観察や区内病院や医師会等の医療機関と情報共有の上、今後の対応等についての協議を行っている。

## ②委員の主な意見

- ・PCR検査の結果を、臨床症状によって無症状、軽症、重症という形で分けるようにすることで、感染者の状況を正確に情報発信し、差別や偏見が生じることがないようにしていただきたい。
- ・PCR検査の内容について、実際に検査をしている状況を写真など用いて説明することで、区民の検査に対する正しい理解がすすむようにしてはどうか。

## 【調査項目2: 高齢者福祉について】

### ①区政の現状

まず、地域包括ケアについては、支え愛・ほっとステーション事業を特に力を入れて取り組んでいる。支え愛・ほっとステーションは、地域センター内に高齢者の相談拠点を配置し、常駐するコーディネーターが相談から支援へとつなぐことで、在宅生活の安心・安全を確保することを目的としている。13地域センターそれぞれに設置され、各2名のコーディネーターが常駐している。コーディネーターの役割は、主に個別支援と地域づくりの2つであり、個別支援については、個々の相談への対応や支援、地域づくりについては、地域で活動している社会資源の把握と連携、地域活動への参加支援といった全体に関することである。

令和2年度の取り組みとして、相談業務については、コロナ禍の中、電話相談が大きく増えた一方、窓口相談、訪問相談は減少したため、全体の利用件数としては微増であった。地域支援員がちょっとした困りごとへの支援を行うほっとサービスについては、新型コロナウイルス感染症による新規受付の停止のため、利用件数は減少した。定期訪問・定期電話については、定期訪問を中止しているため、利用件数は半減している。

コロナ禍での新たな取り組みとして、ステーション便りの定期的なポスティングや返信用はがきを使った安否確認、支援員のアイデアによる折り紙付きカードの配布を行い、直接接触ができない状況下においても、手紙等を中心に接触ができるよう活動を行っている。

次に、介護保険制度については、3年に一度、社会状況の変化等を踏まえ改正が行われており、次回の改正が令和3年4月に予定されている。この改正に向け、区では第八期品川区介護保険事業計画を作成中である。

今回、国が示している主な改正内容の骨子に対する、区の現時点での対応策の案については、まず、感染症や災害への対応力強化については、必要な体制整備を行うとともに、予防対策の充実を図るための規定整備を進める。次に、地域包括ケアシステムの推進については、地域の特性に応じた認知症への対応力向上に向けた取組の推進が求められており、認知症の方

を介護するための対応力向上を目的とした研修の受講に関する条例の改正や、認知症の方ご本人からの情報発信の支援を行っていく。また、介護人材の確保・介護現場の革新については、引き続き福祉人材の確保・育成、業務の効率化に取り組むとともに、ICT 機器を活用した支援策について検討する。最後に、制度の安定性・持続可能性の確保については、費用負担者への説明責任をより果たし、制度への納得感を高めることが求められている。区においては、引き続き質の高いケアマネジメントによる適正な保険給付に努めるとともに、関係事業者に対して制度改正の内容を適切に周知していく。

介護報酬の改定については、令和3年度の介護報酬改定率が、プラス0.7%とされており、このうち0.05%が新型コロナウイルス感染症対応のための特例的な評価として、令和3年9月まで上乘せされている。この改定内容を踏まえた区の第一号被保険者保険料の見直しは、月額6,400円程度と推計しており、ここに介護給付等準備基金を充当し月額6,100円から6,300円程度を見込んでいく。

健康づくり・介護予防の取組みについては、品川区介護予防・日常生活支援総合事業として、要介護状態にならないよう、自立支援・介護予防・重度化予防を推進することを目的に、フレイル3要素や実情に沿ってサービスを体系化した上で実施している。介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者および総合事業対象者に対し、在宅介護支援センターによる介護予防ケアマネジメントを基に、介護事業者によるサービス A、ボランティア主体によるサービス B、専門職による短期集中サービス C の各サービスを提供している。一般介護予防事業は、日常生活に必要な元気を向上させることを目的に、運動系、認知症予防、栄養改善の3つのカテゴリーに分類するとともに、運動強度等により3つのステップを設定して実施している。令和2年度の一般介護予防事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初休止をしていたが、飲食を伴う栄養改善事業を除き、感染防止対策を実施の上、順次再開していった。

また、コロナ禍による心身機能の低下が懸念されるため、自宅でも取組める運動や食事等についてチラシを作成し、広報誌等を活用して周知を図ることで、在宅高齢者への支援を行った。

今後も、住み慣れた家や地域でできるだけ長く暮らし続けられるよう、健康寿命の延伸、自立支援・介護予防を推進していくとともに、通いの場や身近な居場所を確保することで、住民主体による介護予防・地域づくりを推進していく。

## ②委員の主な意見

- ・外出自粛による高齢者の心身機能の低下を防ぐためのチラシについて、回覧板や広報紙だけでなく、支え愛・ほっとステーションのステーション便り等とも連携して周知していただきたい。
- ・コロナ禍による外出自粛で外に出られない中でも、体を動かし、身体機能を向上させるため、ケーブルテレビを活用した高齢者体操番組のような取組みを実施していただきたい。

## 【調査項目3: 障害者支援について】

### ①区政の現状

医療的ケア児とは、国によると、医学の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き医療的ケアが日常的に必要な児童とされ、平成 30 年度の推計値は約2万人と、毎年増加傾向にある。

医療的ケア児への支援については、主に4つ挙げられる。1つ目は、未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援。2つ目が、学校での授業後、または休みの日に、生活能力向上のための支援、社会との交流促進など

の支援を行う放課後等デイサービス。3つ目が、医療的ケアが必要な重症心身障害児者や常時の見守りを必要とする重度障害者を対象に、自宅に看護師等を派遣し、家族が行っている医療的ケアや体位交換、食事介助等を一定時間代替することで家族の負担軽減を図る、重症心身障害児等在宅レスパイト事業。4つ目が、医療的ケア児と地域の子どもたちとの遊び場や、医療的ケア児親子の交流の場の提供、また、医療的ケアに関する相談を行う、医療的ケア児地域生活支援促進事業。品川区でも様々な事業所において、これらの事業を実施しているが、4つ目の医療的ケア児地域生活支援促進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により開設を延期している。

今後の取組みについては、関係機関との連絡調整、情報交換を図る、品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会の開催や、関係機関と医療的ケア児等およびその家族をつなぐ、医療的ケア児等コーディネーターの配置、また、医療的ケア児者が地域で適切な支援を受けられるよう、支援事業所の増設に努める。

障害者就労への支援については、長期基本計画で、2029年までに障害者就職率を55%以上とする目標を掲げ、施策を実施していく。

品川区における就労支援については、まず、障害者就労支援センターで、区の委託事業や障害のある方およびその家族を対象に、職業相談や就労準備支援、職場実習支援等と併せて不安や悩みごとの相談支援を行っている。

また、受給者証を必要とする、障害者総合支援法による障害サービスを3種実施している。1つ目の就労移行支援は、主に65歳未満で一般企業を目指すような方を対象に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等、就職活動に係る支援や個々の利用者に応じた職場定着支援を行っている。2つ目の就労継続支援 A 型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方等を対象に、雇用契約締結等による就労機会の提供、就労訓練の支援を行う。最後の就労継続支援 B 型は、雇用契約に基づく就労が困難と見込まれる方に対し、雇用契約を締結せずに就労する機会の提供や就労訓練等の支援を行っている。

現在の取組みとして、就労相談に繋げるための広報番組の作成や、プロボノを活用した就労関係機関の課題解決を図るとともに、一部の就労移行支援事業所では、オンラインでの在宅訓練を開始し、通所が困難で在宅勤務を目指す方等、多様な働き方に対応すべく取組んでいる。

## ②委員の主な意見

- ・個々の方が何をできるのかを見極めたうえで、就労につながるよう選択肢を増やしてもらいたいのと、ICT を活用した社会参加等に前向きに取り組んでいただきたい。
- ・医療的ケア児者の人数を正確につかむことは、医療のみ関わっている方も多いため難しいと思うが、工夫をしてつかんでいただきたい。
- ・障害者の特性等は障害者福祉課が一番理解していると思うので、障害者福祉課の方からも知的、精神、視覚等、障害種別の雇用等の働きかけをぜひ行っていただきたい。

以上が、これまでの厚生委員会における所管事務調査の概要であります。

### 【参考】厚生委員会所管事務調査の実施状況

| 実施日       | 調査内容       |
|-----------|------------|
| 令和2年6月30日 | 所管事務調査項目決定 |

|           |  |
|-----------|--|
| 令和2年9月23日 | ①「感染症対策について」のうち、<br>新型コロナウイルス感染症への対応について調査・研究                        |
| 令和2年12月1日 | ②「障害者支援について」のうち、<br>障害児者への支援について調査・研究                                |
| 令和3年1月19日 | ③「高齢者福祉について」のうち、<br>地域包括ケアの推進、令和3年度介護保険制度改正、健康づくり・介護予防の取り組みについて調査・研究 |

令和3年5月17日

品川区議会議長

渡辺裕一様

建設委員会

委員長 塚本 よしひろ

### 建設委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

建設委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「連続立体交差事業とまちづくりに関すること」および「災害対策に関すること」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

#### 1. 連続立体交差事業とまちづくりに関すること

道路と交差している鉄道の高架化等により立体化を行うことで、品川区の都市形成にどのような効果や影響があるのか、区の取組み状況や事業の進め方を含めて、調査・研究を行った。

理事者から、区内における連続立体交差事業（東急目蒲線、京浜急行本線、東急大井町線）を事例に、事業の定義や各種上位計画における位置づけ、事業の効果、駅前広場など駅周辺まちづくり等について説明があり、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「踏切を解消する立体化は、安全のためにも、スムーズな生活を送っていくためにも、ぜひ進めてほしいが、それと一体に駅周辺の再開発を進めないようにしてほしい」、「『交通の広場』と『都市の広場』としての役割がある『駅前広場』について、地域住民への説明の際に誤解が生じないように工夫してほしい」、「高架下空間の活用について、周辺地域のにぎわい創出に寄与するように、地域住民とともに考えてほしい」などがあった。

#### 2. 災害対策に関すること

今般の新型コロナウイルス感染拡大の中での避難所運営に関し、「コロナ禍における避難所のあり方について」、また、「耐震化・不燃化の促進について」、改定作業を行っていた「品川区耐震改修促進計画」や東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の取組み期間延長を受け、災害に強いまちづくりの実現を目指す区の現状と課題を整理・認識し、研究を行った。

### ○コロナ禍における避難所のあり方について

理事者から、「新型コロナウイルス感染症にかかる避難所運営マニュアル(品川区標準版)」の内容や必要な資機材の整備等、品川区の体制整備に係る取組み状況や課題などの説明を受け、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見としては、「新たな避難スペースの確保のため、協力先の開拓を進めてほしい」、「避難所運営マニュアルに基づく感染症対策について、機会を捉えて何度も地域へ説明・周知してほしい」、「在宅避難や簡易トイレ・食事の用意、ペットの同行避難等、あらゆることのシミュレーションから実践につなげることが重要である」などがあった。

### ○耐震化・不燃化の促進について

耐震化においては、理事者から、品川区耐震改修促進計画の改定に伴い算定された令和2年度の耐震化率(速報値)や耐震改修等に対する助成実績が示され、助成額や補助率の拡充等により、木造の戸建住宅・共同住宅ともに除却助成によって耐震化が進んでいるなどの説明があった。

不燃化においては、理事者から、国や東京都の様々な制度・補助金を活用して区で実施している事業の体系や内容、除却助成等の実績について説明があり、木密地域不燃化10年プロジェクト(不燃化特区)においては、年々制度が浸透するにつれ、老朽除却件数が増加していることが分かった。また各種事業を地図上に落とし込んだ資料も示された。

説明を受けた後、委員より活発な質疑等が行われ、委員の主な意見としては、「様々な助成制度があり、区民にとっては非常に分かりにくい。制度ごとにメニューを示すような分かりやすいチラシ・地図等の作成や、説明・案内の工夫を図ってほしい」、「関係所管課が連携して、耐震化・不燃化に相乗的にしっかりと取り組んでいることは素晴らしい。引き続き努力してほしい」などがあった。

#### (参考) 所管事務調査 実施状況

| 実施日        | 調査内容  |
|------------|---|
| 令和2年 6月30日 | 所管事務調査項目決定                                      |
| 令和2年 8月19日 | 「災害対策に関すること」のうち、<br>「コロナ禍における避難所のあり方について」 調査・研究 |
| 令和2年11月30日 | 「連続立体交差事業とまちづくりに関すること」 調査・研究                    |
| 令和3年 2月22日 | 「災害対策に関すること」のうち、<br>「耐震化・不燃化の促進について」 調査・研究      |

令和3年5月17日

品川区議会議員  
渡辺 裕 一 様

文教委員会  
委員長 こんの 孝子

### 文教委員会における所管事務調査の取組状況について(報告)

文教委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「子ども家庭支援センターと児童相談所の関わりについて」および「ICT教育に関する学習について」を調査・研究事項と決定し、取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

### 記

## 【調査項目1:子ども家庭支援センターと児童相談所の関わりについて】

〈概 要〉

### ○子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは令和2年4月の組織改正により、児童相談体制の機能強化および明確化を図るため、新たに課として設置された。子育てに関する相談や事業を通じて、子どもとその家庭を支援することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ることを目的として、各種事業を実施している。

#### (1) センターの概要

センターは2階建ての建物で、内部には事務室、相談・面接用の部屋を3室設置しているほか、援助方針会議や進行管理会議用の会議室、プレイルームなどが設置されている。

#### (2) 子どもに関する相談事業

##### ① 相談件数の推移

虐待を含む相談総件数と児童虐待相談件数の推移はともに増加傾向にあり、昨年度は虐待相談件数が大幅に増加した。種別ごとの虐待件数の推移では、どの種別も増加している中で、特に「心理的虐待」が大幅に増加している。

##### ② 虐待相談の通告・連絡経路

昨年度の虐待相談の通告・連絡経路別の件数割合では、児童相談所が154件で最も多く、その次に保健センター・医療機関となっている。令和2年8月末現在の相談実績は、相談総数、虐待相談ともに、昨年度の同時期を上回っている。新型コロナウイルス感染症による影響については、近年の児童虐待の増加傾向を勘案すると同感染症によってさらに増加しているとは言いきれないものの、在宅勤務をする人からの日中の泣き声通告や面前DVの通告件数の増加など、一定程度、特徴的な傾向も見られている。

##### ③ 児童虐待対応の流れ

子ども家庭支援センターに虐待通告があった場合は、第一に、家庭訪問や児童の所属先

における安全確認を行う。その後、保護者や児童との面談を行い、虐待に対しての指導・改善を図る。また、虐待に至った主訴を改善するために継続的に支援が必要な場合には、適宜相談に対応しながら、状況に応じて関係機関につなぐというのが一般的な流れである。

また、子ども家庭支援センターと児童相談所との関わりについては、まず、子ども家庭支援センターから児童相談所への連携として、内容や重篤度に応じて児童相談所への送致や援助要請を行う。一方、児童相談所から子ども家庭支援センターへの連携としては、同行訪問やケース会議の開催などといった協力依頼のほかに、送致や指導委託などがある。

#### ④ 要保護児童対策地域協議会

改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会の設置・運営が求められている。区では、平成18年に要保護児童対策地域協議会を設置し、3層構造で運用している。まず第1層が、全体会に当たる品川区虐待防止ネットワーク推進協議会で、本推進協議会が、要保護児童対策地域協議会の全体会を兼ねている。第2層が、協議会地域分科会で、身近な地域の子育て支援拠点である児童センターが事務局となり、13地域ブロックごとに分科会を開催している。第3層が協議会ケース会議で、要保護児童に関する個別具体的な支援のために各関係機関との密接な連携が必要である場合に、関係者が集まり、適宜、個別ケースの情報交換や援助方針の検討、各関係機関の役割の確認などを行う。

また、要保護児童対策地域協議会の下に、関係機関との総合的な連絡調整や児童虐待ケースの進行管理などを行うために要保護児童対策調整機関があり、子ども家庭支援センターがその事務局を担っている。

#### (3) 子育てに関する事業

子ども家庭支援センターが所管している事業には、子育て相談、ショートステイ・トワイライトステイなどの子育て支援センター事業と、産後の家事・育児支援などのネウボラネットワーク事業（子育て期）がある。

### ○児童相談所

児童相談所は、児童福祉法を根拠として設置される行政機関であり、子ども本人・家族・学校・地域などからの相談に応じ、子どもが有する問題、また子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的としている。

#### (1) 児童相談所の主な業務

主な業務は、①18歳未満の子どもについてのあらゆる相談、②愛の手帳（東京都の療育手帳）の判定、③ソーシャルワーカーや心理職、医師などの専門スタッフによる支援、④家族関係を再構築するための親子への支援、⑤里親への委託や児童養護施設等への入所に関する手続き、⑥地域や関係機関との連携による児童虐待防止の取組み、⑦虐待や非行、迷子、置き去り等から子どもの安全を確保するなどのための一時保護（原則2か月以内）の7つである。

#### (2) 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担

区が児童相談所を設置する際には、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割を明確にして業務分担を行うことで、両機関がよりスムーズに連携できる体制の構築を目指す。

児童相談所の設置形態には、一体型と併存型の2つが考えられる。

まず、令和2年度に児童相談所を開設した荒川区・江戸川区に代表される一体型は、児童相談所という1つの組織の下にいる1人の所長の統括下、児童相談所の機能を持つチームと子ど

も家庭支援センター機能を持つチームが配置されている。一体型では、子ども家庭支援センターを児童相談所に統合し、組織を1つに編成しており、相談内容に応じて各チームが対応し、1人の児童相談所長の下で支援を実施している。

次に、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区に代表される併存型は、4月に開設した児童相談所と区内5か所にある子ども家庭支援センターをそれぞれ別組織とし、別々の所長の下に運営されている。併存型は、児童相談所設置後も子ども家庭支援センターを統合せず、別組織として存続している。児童相談所は、強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や児童虐待への対応などを行い、子ども家庭支援センターは、地域の身近な子育て相談窓口と児童虐待の発生予防を主とした支援を担うものとして、両機関の役割分担を整理している。

品川区では、双方の設置形態の特徴を踏まえ併存型に着目して検討を行っており、設置3区(世田谷区・荒川区・江戸川区)の運営状況を注視し、組織体制の検討に取り組んでいく。

#### 〈委員の主な意見〉

- ・介入と支援を分ける方向でぜひ検討していただきたい。分けることのメリットを活かすためには、支援の部分をいかに手厚くするかが重要と考える。基礎自治体が児童相談所を持つ意義は、やはり地域資源とのつながりという部分が非常に大きいと思うため、支援の部分を子ども家庭支援センターの中できちんと受け止め、問題を深刻化させない機能がとても大切だと考える。
- ・児童相談所がどういった役割分担になっても相談しやすいイメージをつくるため、江戸川区のような愛称をつける検討をしていただきたい。
- ・児童相談所の職員の業務について、過重な業務量とならないように慎重に検討していただきたい。

## 【調査項目2:ICT教育に関する学習について】

ICT教育に関する学習について、下記テーマを2回に分け調査・研究した。

- (1) 区のこれまでの取組みと現状について
- (2) GIGAスクール構想の実現に向けた区の取組みの現状や今後の展開等について

### (1) 区のこれまでの取組みと現状について

#### 〈概 要〉

#### ○学校ICTの推進

これまでの区の取組みで一番のポイントとなる時期が平成26年度である。この時期に、ICT教育推進校の10校に1人1台のタブレットを配付し、これに併せてICTの推進校に校内無線LANを整備した。また、特別支援学級にはiPadを配備している。さらに、ICTの実践校を12校選び、ICTの推進校を加えた合計22校の普通教室に電子黒板を導入した。

それ以外の学校では、平成29年度から平成30年度の2年間で、パソコン教室に設置していたノートPCをタブレットPCへと置き替え、これによりパソコン教室からPCの持ち出しが可能になった。また、持ち出しが可能になることにより、通信手段として校内無線LANが必要になるため、平成29

年度から3年間をかけ、計画的に整備を行っている。

これらの取組みにより、全ての学校の各普通教室へ電子黒板等が導入され、また、校内無線LANについても全ての学校で繋ぐことができる環境を整えている。

### ○1人1台のタブレット端末の配備

今回配備するタブレットはiPadのセルラーモデルで、いつでもどこでも通信ができるものである。活用のイメージとしては、学校の学習等に加え、家庭に持ち帰っての活用を想定している。

### ○GIGAスクール構想

GIGAスクール構想の重要な点としては2点あり、1点目は、1人1台端末とWi-Fi等の高速大容量の通信ネットワークなどを活用することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現していくことである。2点目は、教員や児童・生徒の力を最大限に引き出すために活用していくということである。

これまで品川区においては、教育実践の中でICTが活用されてきている。区が進めている一貫教育や教育要領の改訂でも「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指しており、より一層の授業改善に資するよう進めていきたいと考えている。

### ○タブレット(iPad)活用に向けた研修ロードマップ

現在、タブレット活用に向けた研修ロードマップを各学校に示し、活用に向けた準備を進めているところであり、令和2年9月以降、研修等を進めている。

9月には、1学期の学校再開後にZoomの活用が各校で進んでいたため、Zoomの活用研修を行い、全ての学校をZoomでつなぎ、先進的に取り組んでいる学校の実践を共有した。また、同じく9月に、校長会を通じて推薦されたICT推進リーダーという教員向けに、iPadへ搭載予定のアプリであるロイノート・スクールの操作研修を行った。

次に10月には、区役所の講堂において校長向けのGIGAスクール構想説明会という学識経験者による研修を行い、各学校のICT推進教員等も聴講できるようにオンラインで実施した。また、同じく10月に、iPadに搭載されるアプリのロイノート・スクールとeライブラリアドバンスに関するICT推進教員向けの活用研修を行った。まだiPadの配付前であるが、それぞれのアプリをインストールした都から貸与されているパソコンを10月中に各校へ配付しており、研修を受けたICT推進教員が、それぞれの学校の教員に向けて操作研修を行えるようにしている。

ICT推進教員向けの研修を行った後は各校でそれをさらに広め、また、校内での研修の進め方を検討する組織も各校で立ち上げているため、ICT推進教員を中心にしながら取組みを進めている。

今後については、iPadの実機を使用した操作確認の研修を実施していく。これについては、管理職向けとICT推進教員向けを併せて行う予定である。

このように、iPadそのものが配付される前に、操作などの研修を一定程度行いながら進めていきたいと考えている。また、教員向けの授業における活用ガイドを既に各学校に配付しており、加えて保護者向けマニュアルも現在作成中で、実際にタブレットが各家庭に届く前にお示ししたいと考えているが、これは紙面だけではなくYouTube等の動画もうまく使うなど、分かりやすく周知するための準備を進めている。

〈委員の主な意見〉

- ・子どもたちのタブレット使用によって生じる目などの健康面に対する影響を軽減する取組みについて検討していただきたい。
- ・タブレットと電子黒板を連携させた活用について検討していただきたい。
- ・今後の学校ICTの推進において、ICT推進教員に業務量が集中しないようなフォローを教育委員会として検討していただきたい。
- ・GIGAスクール構想に伴う個別最適化された学びの実現に向けて、教員が特別支援教育について学びを深めながら進めていっていただきたい。
- ・体育の授業、部活や運動会などにおいてもタブレットの活用を図っていただきたい。

## (2) GIGAスクール構想の実現に向けた区の取組みの現状や今後の展開等について

〈概要〉

### ○機器配備等の最新の進捗状況

3月1日から全ての子どもたちがタブレットを使えるように準備に取り組んでいる。1月19日現在、予定どおりに準備が進んでおり、各学校に対するタブレットの配付は2月10日頃から始められると見込んでいる。そのため各機械のセットアップなどの準備作業を事業者が順次行っており、タブレットの配付に併せたLTE回線の開通など様々な作業が入り、2月末までには全ての児童・生徒と教職員に配付が終わる予定である。また、学校内においては既に100MBのLAN回線が整備されているが、これを1GBに増強する整備を行っている。

今回タブレットを配付するに当たり、各学校配置されているICT支援員を増強し、タブレットが配付される3月に、各学校にICT支援員が3回訪問する予定である。また、ICT支援員は、来年度は各学校に年間で51回訪問する予定である。

### ○ロイロノート・スクールの研修

これまで教員研修等を行うに当たり、授業中での活用マニュアルを冊子として各教員に配付している。併せて、タブレットにアプリとして入るロイロノート・スクールで何ができるのかというところを分かりやすく示したリーフレットも教員に配付している。ロイロノート・スクールを使ってできることとして、「書く」、「配る」、「集める」という機能があるが、まずはこれらから始めてみるということで教員に示し、それらに慣れたら次の機能ということで、各学校内で研修が行えるように進めている。

### ○ロイロノート・スクールの具体的な活用事例

例えば、授業中にタブレット上で図形の面積を求める課題を出し、解答として面積を求める方法が複数出てきた場合、それらを電子黒板等に投影することで、児童・生徒がすぐに解答の共有や発表をすることができる。また、自分の解答に色付けをする機能があり、色付けをした上で改めて解答を投影すれば、どの方法の解答が多いのかということを確認することができ、こういった一連の流れが20分程度で可能となる。

従来であれば、場合によっては2単位の時間使っていた授業内容を20分ほどに短縮できるため、空いた時間にeライブラリアドバンスを使って知識の定着を図る、あるいは知識の定着を図りながら、課題が見られる場合には個々に机間指導をするというような活用ができる。このような内容を、タブレットの実機を使った研修で教職員に案内している。

## ○ロイロノート・スクールを活用した授業実践

ロイロノート・スクールを活用した授業の試行も始まっており、そういった実践をICT通信でそれぞれ学校に共有している。なお、東京都から貸与されたパソコンの中に、ロイロノート・スクールをインストールして配付している。

現在、学校によってはタブレットではなく、都の貸与パソコンあるいは学校にある機器を使つての実践となっているが、ロイロノート・スクールを実際に使つた実践の共有を進めながら、それぞれの教員に実際の授業での活用を図っていただきたいと考えている。

このように実践によって準備を進めることで、3月に全ての教職員と児童・生徒の手にタブレットが渡つた際に、すぐに授業での活用を図ることができるように努めている。

### 〈委員の主な意見〉

- ・他の自治体から先生が異動して来られた際に、ICTの活用に係る環境の変化に戸惑うことなく、4月からしっかりと授業が始められるように配慮をお願いしたい。
- ・いろいろと試行錯誤が必要かと思うが、ICTの活用を子どもたちの主体的・対話的で深い学びにつなげていけるように努力していただきたい。
- ・タブレットの活用方法として、保護者との連絡やプリントの共有に用いるなど、家庭とのコミュニケーションを円滑にする使い方も広い意味では教育環境の向上に役立つと考えるため、ご検討いただきたい。
- ・ICTに係る区固有教員の人材育成について、リーダーの育成、キャリアパスや資格取得等の支援などに力を注いでいただきたい。

### 【参考】 文教委員会所管事務調査の実施状況

| 実施日        | 調査内容                             |
|------------|----------------------------------|
| 令和2年 6月30日 | 所管事務調査項目決定                       |
| 令和2年 9月24日 | ○子ども家庭支援センターと児童相談所の関わりについて 調査・研究 |
| 令和2年11月 9日 | ○ICT教育に関する学習について 調査・研究           |
| 令和3年 1月19日 | ○ICT教育に関する学習について 調査・研究           |